

宮崎市ソフトボール協会規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、ソフトボール競技の普及発展を図り、健全なスポーツの実践と体育文化の振興に努めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の名称は、宮崎市ソフトボール協会（以下、本会という。）と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、事務局長所在地に置く。

(組 織)

第4条 本会は、宮崎市・東諸県郡内の登録チーム及び公認審判員・公認記録員・指導者・協賛者に加
入するもの（以下「会員」という）によって組織するアマチュアスポーツ団体である。

第二章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、規約第1条に定める目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 研修会・講習会・スポーツ教室の主催及び主管又は後援。
- (2) ソフトボール競技の普及発展に寄与した者への表彰。
- (3) 競技会場の拡充。
- (4) その他目的達成に必要な業務。

第三章 構 成

(役員及び役員の選任)

第6条 本会には次の役員を置き、役員の選任については、以下の各項のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名（うち1名を会長代理とする。）
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 総務委員長 1名
- (6) 理 事 25名以内
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 1名
- (9) 会 計 1名
- (10) 監 事 2名
- (11) 顧 問 若干名
- (12) 参 与 若干名

2. 会長及び副会長は、常任理事会において推薦し、総会（以下「役員会」という。）で承認する。ただし、候補者が複数にわたる場合の選出方法等については細則に定める。
3. 理事長、副理事長及び総務委員長は、理事の互選により決め、会長が委嘱する。ただし、候補者が複数にわたる場合の選出方法等については細則に定める。
4. 理事は、役員会の理事選考委員会において選考し、この選考に基づき会長が委嘱する。
5. 会計及び監事は、理事会で選出し会長が委嘱する。
6. 事務局長及び事務局次長は、会長が委嘱する。
7. 顧問並びに参加等は、必要に応じて会長又は副会長が推薦し、理事会の同意を得る。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は以下のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 総務委員長は、事務局の会務を総括し、理事会における総務を担当する。
6. 理事は、本会の会務の執行にあたる。また、常任理事は、理事会において委任された事項について処理する。
7. 会計は、本会の会計処理を担当する。
8. 監事は、会計を監査し、役員会において監査結果を報告する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

1. 本会の役員の仕事は2年とする。ただし、再選を妨げない。
2. 本会の役員数に欠員が生じたときは、理事会において補充することができる。
3. 役員は、仕事を満了しても、後任者が決まるまではその職を行うものとする。

第四章 意思決定機関

（会 議）

第9条 本会における会議は、役員会、理事会、常任理事会とし、役員会を本会の意思決定にかかる最高議決機関とする。

（役員会）

第10条 役員会は、以下のとおりとする。

1. 役員会は、全役員をもって構成する。
2. 役員会は、会長が召集し、年度初めに開催する。ただし、必要あるときは、臨時に開催することができる。
3. 役員会の議長は会長が行う。

（役員会の意思決定）

第11条 以下に定める事項は、次項のとおり役員会の議決を経なければならない。

- （1） 役員の仕事にすること。

- (2) 決算報告の承認に関する事。
- (3) 歳出・歳入の予算に関する事。
- (4) 規約の新設、改廃に関する事。
- (5) 事業報告及び事業計画に関する事。
- (6) 理事会での決定内容の承認に関する事。
- (7) その他、会長が必要と認める事項。

2. 会議は、役員数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の同意をもって議決する。

(理事会)

第12条 理事会は、以下のとおりとする。

- 1. 理事会は、理事長以下の全役員をもって構成する。
- 2. 理事会は、必要に応じて会長の承認を得て開催する。
- 3. 理事会の議長は、理事長が行う。
- 4. 決定内容については、役員会に報告し承認を得るものとする。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、以下のとおりとする。

- 1. 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び各委員長・事務局長・会計・事務局次長をもって構成し、理事長が召集する。
- 2. 常任理事会の議長は、理事長が行う。
- 3. 常任理事会は、理事会から委託された事項もしくは緊急な事項について審議する。
- 4. 前項の決定内容については、理事会に報告するものとする。

第五章 会 計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、同年12月31日に終了するものとする。

(経 費)

第15条 本会の収入は、以下に定めるものによる。

- (1) チーム登録料
- (2) 大会参加料
- (3) 市助成金
- (4) 委託料・寄付金
- (5) 事業収入
- (6) その他

附 則

昭和38年4月28日 協会創設施行

昭和39年4月28日 改訂

昭和42年5月 5日 改訂

昭和 45 年 4 月 4 日 改訂
昭和 46 年 2 月 22 日 改訂
昭和 47 年 4 月 3 日 改訂
昭和 48 年 2 月 26 日 改訂
昭和 50 年 2 月 28 日 改訂
昭和 52 年 2 月 20 日 改訂
昭和 54 年 2 月 25 日 改訂
昭和 59 年 2 月 25 日 改訂
平成 22 年 3 月 13 日 改訂
平成 26 年 3 月 21 日 改訂